

令和 7 年

寒河江市農業委員会第 10 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

## 寒河江市農業委員会

### 第10回総会

日 時 令和7年10月24日（金）午前9時00分

会 場 寒河江市役所 1階 議会会議室

#### 出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 真木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	15番 奥山浩二	16番 布施功子
17番 片桐道雄	18番 木村三紀	

#### 欠席委員

14番 高橋博

#### 出席農地利用最適化推進委員

2番 五十嵐博志	3番 斎藤幸宏	5番 熊坂浩行
6番 川越卯一郎	7番 鬼海和幸	8番 菖蒲修
9番 渡邊正		

#### 欠席農地利用最適化推進委員

1番 小野敏行 4番 渡邊慎一

#### 事務局

事務局長補佐（総括） 高子英晴	事務局長補佐（農地担当） 日下部靖広
農地係主任 土田修	農地係主任 芳賀遼太郎
総務係主任 清野倫	

## 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の現況変更について
- (4) 農地法の規定に基づく許可を要しない（農地法第4条第1項但書き）  
農地の用途変更について
- (5) 農地の転用事実に関する照会について

## 議事

- (1) 議第38号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第40号 非農地証明願の審議について

開会 午前 9時00分

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第10回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員17名で、在任委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立いたします。

なお、今月は総会に農地利用最適化推進委員9名中、7名が出席しております。推進委員は、その担当する区域内における農地等利用の最適化の推進について、意見を述べることができますので、申し添えます。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、4番西尾委員、9番安孫子委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、清野主任にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) 報告事項につきまして、事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ただいまの報告について何か質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 質問がないようですが、事務局からありませんか。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) ありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第38号から議第40号までの議案について一括上程します。

(1) 議第38号 「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第39号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第40号 「非農地証明願の審議について」

以上、議第38号から議第40号まで一括上程致します。

木村議長 ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。  
片桐会長職務代理者、報告をお願いします。

片桐会長職務代理者 はい、議長。

木村議長 はい、片桐会長職務代理者。

片桐会長職務代理者 17番、片桐です。

去る10月17日に開催されました事前審査会の報告を行

います。

事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、非農地証明願案件3件を審査しました。

議第40号「非農地証明願の審議について」順位15番、高松地区の案件です。

申請地は、米沢にある土地で、平成9年頃に墓地を建設し、現在に至っているもので、既にお墓が建設されており、非農地と判断できる場所でした。

次に順位16番、白岩地区の案件です。

申請地は、大字白岩字麓にある土地で、平成10年から耕作しておらず、原野となっているもので、非農地と判断できる場所でした。

次に順位17番、白岩地区の案件です。

申請地は、大字幸生字下原にある土地で、平成10年12月末に相続したが、耕作しなくなり、現在に至っているもので、非農地と判断できる場所でした。

申請された案件については、すべて異議なしとされたところです。

以上でありますが、各地区における十分な審査をお願いします、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時40分までとします。

それでは地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時05分

再開 午前 9時40分

木村議長 それでは、休憩を閉じまして、議事を再開します。

初めに、議第38号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、柴橋地区、奥山委員、お願いします。

奥山委員 はい、議長。

木村議長 はい、奥山委員。

奥山委員 15番、奥山です。

議第38号「農地法第3条の規定による許可処分について」、5ページをご覧ください。順位48番、49番ですが、この案件は同一の譲受人であり、申請地も隣接する農地であるため2件あわせて報告いたします。

(議案書順位48番、49番朗読)

場所は、チェリークアパークの西側の入り口のところ、総合健診センター付近の市道から西へ入る農道があります。そこを50m程進むと譲受人の桃畠があります。今回の申請地はその農地の南側に隣接する農地であります。新たに桃の苗木が植えてありました。

譲受人が経営規模拡大のため、今回隣接する申請地を貸してほしい申し入れたところ、譲渡人2人からは買ってほしいとの申し入れがありまして今回の申請となりました。

譲受人の桃畠もきちんと管理されており、新しく植えられた苗木も順調に成長しているようでした。これらのことから譲受人の耕作意欲を感じられました。農地保全の面からも問題ないと考えます。

事前審査会、地区審査でも異議はございませんでした。  
以上です。

木村議長 ありがとうございました。  
続いて、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。

影沢委員 はい、議長。

木村議長 はい、影沢委員。

影沢委員 2番、影沢です。  
5ページをご覧ください。順位50番、51番。これも借人が同一ですので一緒に説明いたします。

(議案書順位50番、51番朗読)

この件について、10月13日高松・醍醐地区の農業委員・推進委員で現地調査を行いました。ただ、案件は寒河江地区なので場所がわからぬいため、事務局に確認したところ片桐代理に問い合わせして確認してくださいとのことでしたので、片桐代理より案内と説明をしていただきました。

場所については、陵南中学校の西側にあり、農地については2か所であります。今まで相対で耕作しており、貸人は相続で農地を所有したのですが、正規のルートで契約したいとのことであり、引き続き野菜などを栽培するもので周辺の農地に影響はないと考えます。

また地区審査でも異議はございませんでした。  
以上です。

木村議長 ありがとうございました。  
 続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位48番から51番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。  
これより、質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 意見がないようですので、採決いたします。  
議第38号「農地法第3条の規定による許可処分について」原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第38号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。

氏家委員

はい、議長。

木村議長

はい、氏家委員。

氏家委員

8番、氏家です。

議第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、7ページをお開きください。順位28番。

(議案書順位28番朗読)

10月13日に寒河江・南部地区の農業委員・推進委員で現地を調査してまいりました。現況は、雨よけハウスのサクランボの畑になっておりますが、周りは住宅に囲まれております、古くからの住宅地になります。また、第1種住居地域でもあることから、申請どおりであれば問題ないと判断いたしました。

事前審査会、本日の地区審査会でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 順位28番は宅地分譲用敷地への転用申請になっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域内にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。

これより、質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について発言のある方は、挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 意見がないようですので、採決いたします。

議第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第39号は、原案のとおり許可相当

として、県知事に意見を送付いたします。

次に、議第40号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、高松・醍醐地区、影沢委員、お願いします。

影沢委員 はい、議長。

木村議長 はい、影沢委員。

影沢委員 2番、影沢です。

議第40号「非農地証明願の審議について」、9ページをお開きください。順位15番。

(議案書順位15番朗読)

申請地については、米沢にありますシェルターの前を通り、踏切を渡ると左側に平野山へ登っていく通りがあります。そちらを登っていくと墓地があり、その土地になります。

10月13日に高松・醍醐地区の農業委員・推進委員で現地調査をしまして、10月17日に事前審査会でも現地を調査いたしました。この土地は20年以上前から墓地が建設されていることから、農地性はないと判断いたしました。

事前審査会、地区審査課でも異議がございませんでした。  
以上です。

木村議長 ありがとうございました。

続いて、白岩地区、郷野委員お願いします。

郷野委員 はい、議長。

木村議長 はい、郷野委員。

郷野委員 6番、郷野です。

順位16番。

(議案書順位16番朗読)

場所ですが、白岩の旧道沿いで老人福祉センターの近くになります。10月14日に白岩地区の農業委員・推進委員4名で現地調査を行いました。平成10年頃から耕作していないということで、原野となっていました。耕作するにも不便な土地であり、非農地証明願は仕方ないことだと思います。また、10月17日の事前審査会でも現地調査を行いました。事前審査会、地区審査でも問題はありませんでした。

続きまして、順位17番。

(議案書順位17番朗読)

場所ですが、幸生に向かう途中の幸生牧場の手前の右側になります。10月14日に農業委員・推進委員4名で現地調査を行いました。申請地は、平成10年頃から耕作していないということで、現在は原野となっています。この状況を考えますと、非農地証明願は仕方ないと思われます。10月17日の事前審査会でも現地調査を行いました。

事前審査会、地区審査でも問題はありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございました。

私の方から、順位16番に案件について追加で話させてい

ただきますが、申請人は前に白岩に住んでおりましたが現在はもう引っ越していて、農地をどうしたらよいか以前から相談を受けておりました。そういう状況でこの度話が進んだということで、非農地証明願を出して、売買するということになりました。以上になります。

それでは、続いて農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

木村議長 はい、事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長 ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。

芳賀委員 はい、議長。

木村議長 はい、芳賀委員。

芳賀委員 13番、芳賀です。

順位15番について確認したいのですが、まず先に農地転用せずに墓地を建てたということがあり、転用されておらず農地だったということでの今回の非農地証明願のようですが、どういった経緯で申請に至ったのでしょうか。

木村議長 事務局、説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

順位15番の土地ですけれども、平成9年に申請人が3条で土地を取得しました。その後に墓地を建ててしまったようです。墓地を建てるにも手続きが必要になりますが、その手続きがなされてなかったようです。そちらの担当課にもいろいろ相談しているようとして、近くにお墓がありますので、そこの墓地の敷地の拡張ということで手続きを進めるという運びになったようです。農業委員会としましては、農地性がないということで非農地証明願の申請を受けたところであります。

木村議長 布施委員は詳細について何かわかりますか。

布施委員 はい。16番布施です。

数年前からそのような話が町会の方に来ているようで、市と協議した結果を持ったうえで来てくださいと町会では言っているようです。先ほどの事務局からの話によると、墓地の敷地を広げるのであれば許可されることですが、町会は必ず認めなければならないのでしょうか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 墓地のことに関しては詳しくわからないのですが、担当課からと申請代理人からは墓地の敷地を広げるということで話を聞いております。あとは、申請人の方とお寺と地区のお話になるのかと思われます。

木村議長 この件については農業委員会では非農地証明を出すということで、農業委員会からは離れますので、その後の地区の問題などは各関係者で解決していただければと思ったところであります。

木村議長 それでは採決いたします。  
議第40号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり  
決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第40号は、原案のとおり決定しました。  
これで、本日上程された議案については、全て議決されました。

以上を持ちまして、本日の総会を終了します。  
ご苦労様でした。

閉会 午前10時10分

令和 7 年 10 月 24 日

第 10 回 総会 議長 ..... 木村三紀 .....

議事録署名委員 4 番 委員 ..... 西尾沙織 .....

議事録署名委員 9 番 委員 ..... 安孫子智 .....